

平成30年第4回尾鷲市議会臨時会会議録

平成30年10月31日（水曜日）

○議事日程（第1号）

平成30年10月31日（水）午前10時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案第65号 損害賠償の額を定めることについて

日程第 4 議案第66号 平成30年度尾鷲市一般会計補正予算（第5号）の
議決について

日程第 5 議案第67号 平成30年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第2
号）の議決について
（提案説明、質疑、委員会付託）

日程第 6 議案第65号 損害賠償の額を定めることについて

日程第 7 議案第66号 平成30年度尾鷲市一般会計補正予算（第5号）の
議決について

日程第 8 議案第67号 平成30年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第2
号）の議決について
（委員長報告、質疑、討論、採決）

○出席議員（13名）

1 番 三 鬼 孝 之 議員	2 番 内 山 將 文 議員
3 番 奥 田 尚 佳 議員	4 番 楠 裕 次 議員
5 番 上 岡 雄 児 議員	6 番 三 鬼 和 昭 議員
7 番 村 田 幸 隆 議員	8 番 仲 明 議員
9 番 小 川 公 明 議員	10 番 南 靖 久 議員
11 番 高 村 泰 徳 議員	12 番 野 田 拓 雄 議員
13 番 濱 中 佳 芳 子 議員	

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者

市	長	加	藤	千	速	君
副	市	長	藤	吉	利	彦
政 策 調 整 課	長	大	和	勝	浩	君
総 務 課	長	下	村	新	吾	君
財 政 課	長	宇	利		崇	君
市 民 サ ー ビ ス 課	長	内	山	雅	善	君
水 産 農 林 課	長	内	山	真	杉	君
尾 鷲 総 合 病 院 事 務 長		河	合	良	之	君
尾 鷲 総 合 病 院 総 務 課 長		平	山		始	君
教 育 長		二	村	直	司	君
教育委員会教育総務課長		内	山	洋	輔	君
教育委員会教育総務課学校教育担当調整監		大	川		太	君

○議会事務局職員出席者

事 務 局 長	岩	本	功
事務局次長兼議事・調査係長	高	芝	豊
議 事 ・ 調 査 係 書 記	相	賀	智 恵

〔開会 午前 9時59分〕

議長（三鬼孝之議員） おはようございます。

これより、平成30年第4回尾鷲市議会臨時会を開会いたします。

開会に当たり、市長より御挨拶があります。

市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君） おはようございます。

議員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、平成30年第4回臨時会に御出席賜りまして、まことにありがとうございます。

今回の臨時会には、議案第65号「損害賠償の額を定めることについて」を初めとする議案3件を提出させていただきました。よろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げ、簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（三鬼孝之議員） これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は12名であります。よって、会議は成立いたしております。

なお、13番、濱中佳芳子議員は、後刻出席される旨の通告がございました。

最初に、議長の報告ですが、お手元の報告書は朗読を省略し、これより議事に入ります。

本日の議事につきましては、お手元の議事日程第1号により取り進めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において、9番、小川公明議員、10番、南靖久議員を指名いたします。

次に、日程第2、「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日だけにいたしたいと思います。これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（三鬼孝之議員） 異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

次に、日程第3、議案第65号「損害賠償の額を定めることについて」から日

程第 5、議案第 67 号「平成 30 年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第 2 号）の議決について」までの計 3 議案を一括議題といたします。

ただいま議題となりました 3 議案につきましては、朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君） それでは、今回提案しております議案第 65 号「損害賠償の額を定めることについて」から議案第 67 号「平成 30 年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第 2 号）の議決について」までの 3 議案について、御説明いたします。

議案書の 1 ページをごらんください。

議案第 65 号「損害賠償の額を定めることについて」につきましては、台風 24 号の接近に伴い、避難所として三木浦漁村センターを使用していた際、強風により、同センターの玄関扉を破損したことによる損害金の額を定めるもので、地方自治法第 96 条第 1 項第 13 号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、2 ページの議案第 66 号「平成 30 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 5 号）の議決について」につきまして御説明いたします。

お手元に配付の平成 30 年度尾鷲市一般会計補正予算書（第 5 号）及び予算説明書の 1 ページをごらんください。

今回の補正予算計上額は、補正前の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 608 万 6,000 円を追加し、これにより予算総額を 98 億 3,427 万 3,000 円とするものであります。

歳入について御説明いたします。

8 ページ、9 ページをごらんください。

17 款繰入金、1 項基金繰入金、1 目財政調整基金繰入金は、今回の補正財源として 608 万 6,000 円を繰り入れるものであります。

次に、歳出について御説明いたします。

10 ページ、11 ページをごらんください。

2 款総務費、1 項総務管理費、13 目コミュニティセンター費は、4 万 3,000 円の追加で、台風 24 号により三木浦漁村センターの玄関ガラス戸を破損し、修理を行ったことに対する賠償金であります。

9 款教育費、1 項教育総務費、2 目事務局費は、19 万 2,000 円の増額で、

台風 21 号及び 24 号により破損した須賀利、九鬼、三木浦教員住宅の修繕費用であります。

2 項小学校費、1 目学校管理費は、188 万 4,000 円の増額で、台風 20 号、21 号及び 24 号により外壁、屋根などを破損した小学校 3 校に係る修繕費用であります。

3 項中学校費、1 目学校管理費は、87 万 6,000 円の増額で、台風 24 号により、倒木のおそれのある輪内中学校敷地内の危険木伐採手数料 18 万 1,000 円、台風 20 号、21 号及び 24 号による屋根、窓ガラス等の破損に対する中学校 2 校に係る修繕料 69 万 5,000 円であります。

12、13 ページをごらんください。

4 項幼稚園費、1 目幼稚園費は、189 万 1,000 円の増額で、台風 20 号及び 24 号により屋根を破損した三木幼稚園に係る修繕費用であります。

10 款災害復旧費、1 項農林水産業施設災害復旧費、1 目現年発生農林水産業施設災害復旧費は、120 万円の増額で、平成 30 年 9 月 13 日の大雨により崩落した林道大根須賀利線、林道酒醒川線の延長 30 メートルの復旧工事費用及び矢浜岡崎町地内、雨駄農業用水路及び隣接するのり面の復旧工事費用であります。

次に、議案書 3 ページの議案第 67 号「平成 30 年度尾鷲市病院事業会計補正（第 2 号）の議決について」につきまして御説明いたします。

平成 30 年度尾鷲市病院事業会計補正予算書（第 2 号）及び予算説明書の 1 ページをごらんください。

収益的収入及び支出は、収入で 184 万 6,000 円の増額であります。これは、台風被害の修繕に対する災害共済金の収入による特別利益の増額であります。

支出では、742 万 9,000 円の増額であります。これは、医業外費用において、補正に伴う税額の再算定を行ったことによる納付消費税及び地方消費税 3 万 4,000 円の減額と、特別損失において、台風で被害のあった病棟の屋根、病院宿舍のテラス、駐輪場等の修繕料及びボイラー用煙突の破損に伴い、解体が必要となったことから、次年度に解体工事を実施するための設計委託料の 746 万 3,000 円の増額であります。

資本的収入及び支出は、収入で 1,260 万円の増額であります。これは、企業債において、ボイラー排気筒設置工事に伴う附帯設備整備事業債の増額であります。

支出では、1,267 万 9,000 円の増額であります。これは、既存のボイラ

一用煙突を解体することに伴い、新たに設置が必要となるボイラー用排気筒にかかわる工事費の増額であります。

2 ページをごらんください。

企業債の補正は、まず、上段の附帯設備整理事業については、特別損失の災害による損失に充当するもので、限度額 280 万円の追加、また、下段の附帯設備整備事業については、建設改良費の排気筒設置工事に充当するもので、限度額 1,260 万円の追加であります。

利率、起債の方法等につきましては、記載のとおりでございます。

以上をもちまして、議案第 65 号「損害賠償の額を定めることについて」から議案第 67 号「平成 30 年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第 2 号）の議決について」までの 3 議案の説明とさせていただきます。

よろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（三鬼孝之議員） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

ただいまのところ、質疑の通告はございません。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（三鬼孝之議員） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案は、お手元の議案付託表のとおり、会議規則第 37 条第 1 項の規定により、所管の行政常任委員会に付託したいと思います。これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（三鬼孝之議員） 異議なしと認めます。よって、議題の 3 議案は、所管の常任委員会に付託することに決しました。

ここで、暫時休憩し、行政常任委員会において、付託されました議案の審査をしていただきたいと思います。その前に、今回の補正予算にも計上されております尾鷲総合病院の被災箇所の現場確認を委員会として実施するということでございますので、委員の皆様、よろしくお願いいたします。

なお、現場確認終了後、委員会を開会していただき、委員会終了後、本会議を再開しますので、よろしくお願いいたします。

それでは、暫時休憩いたします。

〔休憩 午前 10 時 11 分〕

〔再開 午後 0 時 20 分〕

議長（三鬼孝之議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第 6、議案第 65 号「損害賠償の額を定めることについて」から日程第 8、議案第 67 号「平成 30 年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第 2 号）の議決について」までの計 3 議案を一括議題といたします。

ただいま議題となりました 3 議案につきましては、所管の行政常任委員会に付託して御審査願っておりますので、その経過並びに結果について、委員長の報告を求めます。

行政常任委員会、南靖久委員長。

〔10 番（南靖久議員）登壇〕

10 番（南靖久議員） これより、行政常任委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

当委員会に付託されました議案第 65 号「損害賠償の額を定めることについて」、議案第 66 号「平成 30 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 5 号）の議決について」、議案第 67 号「平成 30 年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第 2 号）の議決について」の以上 3 議案について、先ほど、市長、副市長、教育長、病院事務長並びに関係課長の出席を求め、それぞれの議案について、詳細なる説明聴取を行いました。

議案第 65 号につきましては、9 月 30 日の台風 24 号による避難所として三木浦漁村センターを使用した際に、強風により同センターの玄関扉を破損したことによる賠償金の額 4 万 3,000 円を定めようとするものであります。

次に、議案第 66 号、一般会計補正予算 608 万 6,000 円の増額は、たび重なる台風の接近等により、本市の責により、損害を与えた法人に対する賠償金及び被災した学校施設等の安全対策を講ずるための補正予算であります。

次に、議案第 67 号、尾鷲市病院事業会計補正予算につきましては、9 月 4 日の台風 21 号により被害を受けた病院施設等の修繕等に関するもので、主に病院内で使用するボイラーの排気煙突が、台風の強風により経年劣化していたコンクリートが数カ所剥離したことに対するもので、先ほど、委員会として、病院施設を現地見学させていただきました。その結果、ボイラーの排気煙突上部のコンクリートが著しく剥離し、人的被害も予測され、極めて危険な状況であり、早急に解体する必要があることを確認いたしました。

今回計上されている補正予算では、特別損失で、煙突を解体するための設計費や病棟の屋根修繕等に係る費用として746万3,000円を増額補正するとともに、資本的収支において、ボイラー排気筒設置工事に伴い、資本的収入として、病院事業債1,260万円を増額補正し、また、資本的支出として、排気筒設置工事1,267万9,000円を増額補正するものであります。

以上、当委員会に付託されました議案について、慎重に審査し、採決の結果、議案第65号、議案第66号、議案第67号の計3議案は、いずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しましたことを御報告申し上げます。

なお、委員会において、議案第66号、第9款教育費の学校管理費等の予算計上については、現在休校中の学校及び廃校の学校等の管理については、休校、廃校の基準を速やかに明らかにすべきであるとの指摘がありました。

また、議案第67号の病院会計事業の補正予算の中で、収益的支出に充当する企業債280万円の借入れに対する予算計上のあり方等についての議論がありましたが、これは、地方公営企業法に基づく計上であるとの説明が病院側からなされたことを申し添え、委員長報告といたします。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（三鬼孝之議員） 以上で委員長の報告は終了いたしました。

これより委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（三鬼孝之議員） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（三鬼孝之議員） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

最初に、日程第6、議案第65号「損害賠償の額を定めることについて」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（挙 手 全 員）

議長（三鬼孝之議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第 6 5 号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 7、議案第 6 6 号「平成 3 0 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 5 号）の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決すること賛成の方は挙手願います。

（挙 手 全 員）

議長（三鬼孝之議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第 6 6 号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第 8、議案第 6 7 号「平成 3 0 年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第 2 号）の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決すること賛成の方は挙手願います。

（挙 手 全 員）

議長（三鬼孝之議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第 6 7 号は、原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

この際、市長より御挨拶があります。

市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君） 議員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、慎重なる御審議を賜り、まことにありがとうございました。

本臨時会に提出いたしました議案第 6 5 号「損害賠償の額を定めることについて」を初めとする議案 3 件を原案どおり可決いただきましたこと、厚く御礼申し上げます。

審議の中において、議員の皆様からいただきましたさまざまな御指摘、御意見につきましては、今後、十分留意し、市政運営に努めてまいります。

今後ともなお一層の御協力をお願い申し上げ、簡単ではございますが、本臨時会の閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（三鬼孝之議員） 本日 1 日、御苦勞さまでした。

これをもって、平成 3 0 年第 4 回臨時会を閉会いたします。

〔閉会 午後 0 時 2 8 分〕

地方自治法第123条第2項の規定に基づき下に署名する。

尾鷲市議会議長 三 鬼 孝 之

署 名 議 員 小 川 公 明

署 名 議 員 南 靖 久